



内部統制システムに関する基本方針

当社グループは、「ベスト電器に係る人の幸せを実現するために存在する」との基本方針を掲げ、企業メッセージを通して「お客様」にご満足をいただきますと共に、「株主様」「お取引先様」「社員」すべてが信頼できる健全な企業として経営の透明性を追求し、コーポレート・ガバナンスの確立された市場に対応できるグローバルな企業を目指して取り組んでまいります。

また、企業におけるCSR、コンプライアンス確立に向け、その趣旨に則り適法な企業経営を目指します。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行にあたり、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、『社内倫理規程』をはじめとするコンプライアンス体制に係る諸規程を整備し制定する。

当社グループ全体のコンプライアンス体制を横断的に統括する機関として、当社代表取締役社長を最高責任者とする『コンプライアンス委員会』を設置し、諸規程の整備及びコンプライアンス状況の監視、役職員への教育等を行いその徹底を図る。『コンプライアンス委員会』は、重要な問題をグループ横断的に審議し、最高責任者経由で取締役会及び監査役会に報告、さらなるコンプライアンス強化に向けた施策の立案を行う。

コンプライアンスに関する統括責任者を管理本部長とし、当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備を統括的に管理する。

コンプライアンス委員会は、必要に応じて監査役及び会計監査人とも意見・情報を交換する。

また、顧問契約を締結した顧問弁護士から経営の意思決定や日常業務に関するコンプライアンスに関してのアドバイスを受ける。

なお、法令上疑義のある行為等について使用人等が直接情報提供を行う手段として『公益通報者保護規程』に基づくホットラインを設置、運営する。

代表取締役社長が、内部監査室を直轄し、独立性を確保する。内部監査室は、その結果を代表取締役社長及び監査役会に報告する。

反社会的勢力には、毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力排除に関する基本方針を『社内倫理規程』に定め、コンプライアンス研修等により、ベスト電器グループ全社員に周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報の保存・管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程及び情報管理規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。

文書管理規程の統括責任者は総務部長、情報管理規程の統括責任者は経営企画部長とし、文書、情報の保存及び管理は所管部門で行うものとする。

取締役及び監査役は、両規程に従いこれらの情報も閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなどのリスクについては危機管理マニュアルの他、それぞれの担当部署で規則の制定、マニュアルの作成・配布、研修等を行うものとする。新たに発生したリスクについては、速やかに担当部署を定める。

当社グループ全体のリスク管理を横断的に統括する機関として『リスク管理委員会』を設置するとともに、『リスク管理規程』を定め、統括部署・担当部署を定める。

リスク管理に関する総括責任者を経営戦略本部長とし、当社及び当社グループ全体のリスク管理体制の整備を総括的に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ全体の中期経営計画及び当社の年度事業計画は、当社取締役会において審議決定し、グループ各社の年度事業計画は、それぞれの取締役会において、審議決定する。

担当取締役はその目標達成のために部門ごとの具体的目標の設定、予算の配分などによる効率的な達成の方法を定める。その進捗状況については取締役会、常務会に報告され、改善策を実施する。

業績管理は、月次、店舗別、商品別など詳細な分析管理を行う。

当社は、『取締役会規程』に基づき定例取締役会及び臨時取締役会において重要事項の審議を行う。また、定期的に行われる常務会にて取締役会審議事項以外の決定及び取締役会への付議事項の検討を行う。その審議決定事項の徹底を図るため、代表取締役社長を議長とする経営政策会議を部長及び子会社社長以上の出席で定期的を開催する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各子会社を統括する関連企業管理部長を『コンプライアンス委員会』及び『リスク管理委員会』のメンバーとし、各子会社においても当社グループの一員としてのコンプライアンス及びリスク管理体制を構築するとともに、各社特有のコンプライアンス、リスク等の環境に対応する。子会社社長はコンプライアンス、リスク管理推進担当者として、コンプライアンス、リスク管理の指導・推進・相談を行い、当該責任者の責任と権限のもとで、その管理体制を構築・運営するものとする。

また、当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と内部監査室が連携し実施する。その結果を代表取締役社長及び監査役会に報告する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役職務を補助すべき使用人として、適切な人員配置を行う。

また、当該使用人の人事異動・人事評価等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすコンプライアンス委員会、リスク管理委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況に関する重要事項について、その内容を速やかに報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会、経営政策会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることが出来る。

また、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。代表取締役社長は、監査役の監査が実効的に行われるよう、職務執行に関し、監査役との意見・情報交換に努める。

9. 財務報告の適正性を確保する体制

代表取締役社長は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書制度に適切に対応するため、社内諸規程、会計基準、その他関連法令を遵守し、社内体制を整備するとともに、その有効性を定期的に評価し、その結果を取締役会及び監査役会並びに会計監査人に報告する。

内部統制報告書については、監査役会及び会計監査人に提出する。

以上

制定 平成 18 年 5 月 20 日

改訂 平成 22 年 10 月 20 日